

平成 29 年度第 5 回長野市景観審議会記録

日時 平成30年 2 月 2 日（金）

午前 9 時30分～正午

場所 市役所第二庁舎 10階 会議室203

出席委員 13名

北村委員、赤羽委員、久米委員、野口委員、羽藤委員、石黒委員、北村委員、
篠原委員、土倉委員、野村委員、池内委員、下崎委員、森山委員

欠席委員 2名

稲葉委員、山貝委員

1 開 会

定足数の確認

2 挨拶

会長挨拶

3 審 議

（1）長野市景観計画の改定について

事務局：【資料 1 により、景観計画改定案に対する意見等の説明】

委 員：松代の地図は、泉水路を地図に落とすのは難しいので、これでいいと思
うが、泉水路と分かる写真を掲載することは難しいか。

事務局：泉水路は個人の敷地の中にあり、掲載には検討が必要です。道路沿いの
泉水路につながる水路などを掲載することを検討したい。

委 員：長野県短期大学の学生から多く出ていた意見は、市民を大切に、市民の
生活を考慮した景観計画にしてほしいというもの。
学生の意見が反映されていると思う。

委 員：信州大学工学部の学生からの景観計画に対する意見は、それぞれに対応
されている。

委 員：金沢市が、夜間景観を重視していくという方針を出してきた。私たちは昼
の景観しか見ていなかったと気が付いた。夜の景観についても入れた方が
良いかと思う。

事務局：夜間景観だが、事務局でも検討をしていたが、内容をまとめるところまで
は至らなかった。今後、環境部などとも連携して、長野市の夜間景観をど
う誘導していけばよいか検討していきたい。

議 長：今後の課題として、前向きに取り組んでいただきたい。

委 員：善光寺周辺は、真夜中には明かりが消え、別世界のようになる。これを

守っていければと思う。

事務局：近年、プロジェクションマッピングが流行しており、この取り扱いを国でも検討をしている。国の動向も見据えながら、市として夜間景観をどうしていくか検討していきたい。

委員：総論的な話だが、今回の景観計画改定で事前協議制度を導入する。そのため色々な基準を見直したが、長野市の景観を適切に誘導するため定性的な基準が多くなっている。

今後、事前協議を担当される皆さんが、個々の案件を協議し、審議の結果をまとめていくと、最終的に長野市内の各地区の景観をイメージができ、景観計画を補完するデータとして蓄積されて、事前協議制度が生きてくる。景観審議会全体で景観計画を育てるという認識を持っていただきたい。

議長：そのとおりだと思う。委員がデータや知識の蓄積や意見を持って、まちなりの在り方や景観を考えていければと思う。

今後の予定は、3月1日からパブリックコメントを行い、出された意見をまとめたものを改定案として答申したい。

(2) 景観賞について

事務局：【資料2-1、2-2、2-3により、第31回景観賞の実施について説明】

【資料2-1により、重要伝統的建造物群保存地区内の建築物等の扱いについて説明】

委員：団体とは、ソフト的な意味合いで捉えて良いのか。ならば団体の活動といった書き方にした方が分かりやすいが。

事務局：要綱で、顕彰の対象として建築物等及び団体等となっており、団体そのものに対して顕彰することになっている。

委員：景観を良くしようという団体の活動を評価して、団体を表彰していると解釈すればよいか。

事務局：そのような解釈でお願いしたい。

【資料2-1により、オープンスペースから望見できるものについて説明】

委員：屋外から望見できるものに限る、とある意味がよく分からない。

事務局：建物の中から見るものについては、中に入れる時間が限られるため、顕彰の対象外とした方が良いと考えた。

委員：但し書きは、あえて載せる必要はないと思う。想像を超えるような中庭などが出てくる可能性もある。

委員：これを見ると、屋内から見える景観はダメと受け取れる。

委員：公共物が景観賞の対象になるのか疑問に思う。

委員：街並みを構成している建築物なので、対象になると思う。

委員：景観に配慮するのは、行政として当たり前のことであって、民間がそれに倣って配慮していくという流れがある。

委員：公共物でも、まちの中にシンボリックなものになれば、地域の景観を良くしていこうという動機づけになる。あえて外す必要もないと思うが。

委員：一例だが、滋賀県蒲生郡日野町で小学校を改築するにあたり、蔵造り風の学校を30年ほど前に作った。それが周辺の学校にも波及し、町内の学校は皆そのスタイルとなった。公共建築物同士で好影響を与え合うこともあるので、対象にしていいと思う。

大学などの高等教育機関は、一般に開放され、図書館や体育館も利用できる。単に学校と書かれてしまうと、誤解を招く恐れがある。

事務局：一例として学校を挙げたが、大学などが一般に開放されているなら、これは対象にしたい。

議長：事務局案の但し書きは、削除としてよろしいか。皆さん賛成のようなので、そのようにお願いします。

事務局：【資料2-1により、顕彰制度のあり方について説明】

委員：応募には自薦と他薦があるが、他薦の場合、推薦した方に対して何かをしているのか。

事務局：受賞作品に応募いただいた方には、記念品として図書券を贈呈しており、その旨を例年、募集リーフレットに記載している。

委員：ホームページに入りにくいときがある。トップページに分かりやすく表示していただくことが必要だと思う。

委員：分野別に募集をしてみてもどうか。

景観賞の開始時期から、どういったものが応募されているのか、表彰されているのか調べれば、傾向や市民の目がどう変わっているかわかる。

議長：分野別に件数を出して、それをどう活用するのも考えていただければと思う。

委員：若い人に自分の住んでいる地域に関心を持っていただきたい。学校関係にも広報してほしい。

事務局：信州大学工学部、長野工業高校、長野工業高等専門学校には、毎年事務局宛てに10部程度リーフレットをお送りして、周知を図っている。

議長：リーフレットとポスターは、何枚印刷しているのか。

事務局：リーフレットを3000部刷っている。募集ポスターは作っていない。

議長：リーフレットを無暗に刷るより、ポスターを学校や支所、公民館の目立つところに貼った方が目について効果がある。

事務局：ポスターの掲示を検討する。

委員：こういう賞に応募するモチベーションのある方には、建築関係者もいると思うが、そうした方への広報はどうしているか。

事務局：建築士会や建設業協会などの関係団体事務局宛てに、リーフレットをお送りし、総会資料や会報と一緒に配布を依頼している。

委員：建築士会でもリーフレットを配布しているが、リーフレットのPDFデータを貰えれば会員に送信する。

委員：支所職員がキーになると思う。支所職員が地域住民に募集してくださいと声をかけてもらうか、職員自身も応募してもらえばどうか。中山間地などを中心に知らない所を知りたい。

委員：松本市は住宅の受賞が多く、長野市は大きな建築物やプロジェクトが多い気がする。建築関係者の意識を高める必要もあるが、住宅の受賞が多くなった方が、一般の人たちに啓発できると思う。

委員：募集期間を3月からにはできないか。応募に間に合わなかったという方が結構いる。

事務局：今年度は、組織改革で担当課が変わる関係で、4月からの募集となったが、例年は3月中旬からリーフレットでの告知は始めている。

委員：締め切りははずせないか。

事務局：募集後の選考やフォーラムの開催日を考慮すると、締め切りを変更することは難しい。

委員：景観賞は大きな建築物のみ応募できている方が多いと思う。市ホームページの景観賞募集ページに、過去の受賞作の簡単な動画を流すと、こんなものも応募できるのだと認識できると思う。

委員：これまでの発言を聴いていると、建築設計業者からの応募が少ないようだ。自社のPRにもなると周知してほしい。

事務局：建物が竣工すると、事業者から応募をいただくが、数年続けて落選すると、応募されなくなる傾向がある。

議長：次に表彰式のあり方について議論したい。

委員：余程魅力のある方を講師にしないと、一般の方は来ない。景観のことでなくても、一般の方が聴きに行きたいと思わせる講師を選ぶ必要がある。これまで30回開催してきて、それを市民はどの程度知っているか。受賞作を散策するような事業はあるのか。

事務局：年に3回、景観賞表彰作品めぐりを開催している。ほぼ毎回、定員以上のご応募はいただいている。

委員：関係団体が参加すると、参加者を集めやすい。良いものを聴けば、次のフォーラムへの参加につながるので、開催日の設定は、重要だと思う。

委員：建築士会などのほかに景観関係団体はないか。表彰の際、設計、施工はどこと紹介すれば、宣伝してくれているという意識になるかもしれない。

委員：今までのフォーラムの講師のクオリティは高いが、講演で素晴らしい話を聴けると思う市民が少ない。価値が分かる方にいかにアピールするかを考え、講師のクオリティを下げずにやってほしい。

事務局：我々も情報収集をしているが、皆さんからの推薦や、こうした方が良いというアイデアがあれば、ご教示いただければと思う。

議長：次に景観意識高揚のための新しい施策について何かありますか。

委員：景観賞表彰作品めぐりが年3回行われているが、参加して楽しかったという話も聞く。ここにあるような対応策も実施し見てみてはどうかと思う。

(3) 長野市屋外広告物条例の改正について

事務局：【資料3により、屋外広告物条例の改正について説明】

委員：この件について、事前に長野県広告塗装事業協同組合に確認をしたが、

特に意見はなかった。

議長：これは、現状、景観行政には直接関らないため、改正内容についてはよろしいかと思えます。

以上で、本日の審議を終了します。

6 その他

7 閉 会
部長挨拶